



宮 崎 県 公 報

令和5年5月15日(月曜日) 第406号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

| | |
|--------------------------------------|---|
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1 | 頁 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 1 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 1 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (“) 2 | |
| ○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2 | |
| ○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 2 | |

| | |
|--|--|
| ○包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 3 | |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 3 | |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …………… (農村整備課) 3 | |
| ○土地改良区の実務規程の設定の認可…………… (“) 4 | |
| ○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 4 | |
| ○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2件) …… (都市計画課) 4 | |
| ○入札公告…………… 5 | |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報情報の廃止…………… 6 | |

告 示

宮崎県告示第 377号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------|---------------|-----------|
| 訪問看護ステーション 凜 | 日南市大字板敷 858-4 | 令和5年3月21日 |

宮崎県告示第 378号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|---------------|
| 医療法人文誠会 なんごう病院 | 日南市南郷町中村乙2101 |

2 届出事項

| 名 称 | | 変更年月日 |
|--------------|----------------|----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 医療法人文誠会 百瀬病院 | 医療法人文誠会 なんごう病院 | 令和5年4月1日 |

宮崎県告示第 379号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関(指定助産機関・指定施術者)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|--------------|
| 日南慶明会 訪問看護ステーション | 日南市鉄肥6丁目6番5号 |

2 届出事項

| 所 在 地 | | 変更年月日 |
|-------------|--------------|----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 日南市星倉1丁目6-1 | 日南市鉄肥6丁目6番5号 | 令和5年3月1日 |

宮崎県告示第 380号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|----------------|-----------|
| 花田耳鼻咽喉科 | 小林市大字堤2882番地10 | 令和5年3月31日 |

宮崎県告示第 381号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|----------|---------------|-----------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 医療法人 文誠会 | 日南市南郷町中村乙2101 | 医療法人 文誠会 なんごう病院 | 日南市南郷町中村乙2101 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | | 変 更 年月日 |
|---------------|-----------------|--|----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | | |
| 医療法人 文誠会 百瀬病院 | 医療法人 文誠会 なんごう病院 | | 令和5年4月1日 |

宮崎県告示第 382号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延 長（メートル） |
|------|-------|---------|---|------|-------------|-----------|
| 214 | 県道 | 上祝子綱の瀬線 | 延岡市北方町下鹿川字西畑申 565番63地先から同市同町下鹿川同字申 565番68地先まで | 旧 | 4.9～15.2 | 118.3 |
| | | | | 新 | 16.2～53.8 | 118.3 |

宮崎県告示第 383号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延 長（メートル） |
|------|-------|-------|-------------------------------|------|-------------|-----------|
| 235 | 県道 | 檜原細見線 | 延岡市細見町3504番地先から同市同町3506番5地先まで | 旧 | 12.2～18.5 | 31.3 |
| | | | | 新 | 12.3～18.5 | 31.3 |

宮崎県告示第 384号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|---------|---|-----------|
| 214 | 県道 | 上祝子綱の瀬線 | 延岡市北方町下鹿川字西畑申 565番63地先から同市同町下鹿川同字申 565番68地先まで | 令和5年5月15日 |

宮崎県告示第 385号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|-----------------------------|-----------|
| 235 | 県道 | 檜原細見線 | 延岡市細見町3504番地先から同市同町3554番3まで | 令和5年5月15日 |

宮崎県告示第 386号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和5年5月15日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 中 原 義 博
住所 宮崎市中村西 2 丁目 3 番 23号
- 2 契約の始期
令和5年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アタックス高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字大池久保4478番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和5年4月10日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年5月15日から令和5年6月15日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、川南町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス川南店

児湯郡川南町大字川南字岩河 16396番地13

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和5年4月10日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年5月15日から令和5年6月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 濱 崎 光 郎 | 都城市関之尾町5006番地 |
| 理 事 | 吉 永 利 広 | 都城市姫城町 6 街区 21号 |
| 理 事 | 石 崎 敬 三 | 北諸県郡三股町五本松 1 番地 1 |

（任期：令和6年3月29日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任について次のとおり届

出があった。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 小 山 圭 一 | 児湯郡高鍋町大字北高鍋1312番地1 |
| 理 事 | 萩 原 一 也 | 児湯郡木城町大字高城3993番地4 |
| 監 事 | 杉 田 博 | 児湯郡木城町大字高城 839番地 |

（任期：令和6年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第1項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から令和5年4月5日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
宮ノ谷頭首工管理規程、浦ノ田頭首工管理規程、四枝頭首工管理規程
- 2 認可年月日
令和5年5月1日
- 3 管理規程の概要
 - (1) 宮ノ谷頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項
 - 第1節 水位
 - 第2節 取水
 - 第3節 放流およびゲート操作
 - 第3章 点検および整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第1節 洪水
 - 第2節 かんばつ
 - 第5章 雑則
 - 附則
 - (2) 浦ノ田頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項
 - 第1節 水位
 - 第2節 取水
 - 第3節 放流およびゲート操作
 - 第3章 点検および整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第1節 洪水
 - 第2節 かんばつ
 - 第5章 雑則
 - 附則
 - (3) 四枝頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項

- 第1節 水位
- 第2節 取水
- 第3節 放流およびゲート操作
- 第3章 点検および整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第1節 洪水
 - 第2節 かんばつ
- 第5章 雑則
- 附則

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により二ツ立地区県営土地改良事業（宮崎市、湛水防除事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年5月15日から令和5年6月12日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所佐土原総合支所農林建設課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・10号大炊田久峰通線
- 3 縦覧場所
宮崎県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・11号原東町通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

入札公告

ダム流入量予測システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和5年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

(1) 特定役務の名称 ダム流入量予測システム構築業務

(2) 特定役務の特質等 ダム流入量予測システム構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月27日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のものであること。

イ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 全ての構成員が、2(1)の要件を満たすこと。

イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和5年5月15日から令和5年6月9

日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 ダム流入量予測システム構築業務企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 宮崎県県土整備部河川課ダム担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7461

(2) 配布期間 令和5年5月15日から令和5年6月26日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 企画提案競技に関する質問

(1) 質問

この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出場所 宮崎県県土整備部河川課ダム担当

イ 提出期限 令和5年6月16日午後5時

ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問票(以下「質問票」という。)を電子メール(kasen@pref.miyazaki.lg.jp)で提出すること。

(2) 回答

質問に関する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 原則として質問票が提出された日から6日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に質問者へ電子メールで送付する。

イ その他 仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

6 企画提案競技参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出場所 宮崎県県土整備部河川課ダム担当

(2) 提出期限 令和5年6月9日午後5時(郵送であっても必着とする。)

(3) 提出方法 持参、郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)、電子メール(kasen@pref.miyazaki.lg.jp)又はファクシミリ(0985(26)7560)

7 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県県土整備部河川課ダム担当

(2) 提出期限 令和5年6月26日午後5時(郵送であっても必着とする。)

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 企画提案競技参加申込書又は企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。

(4) 提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかったと

き。

- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかったとき。
 - (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
 - (7) 2人以上の代理人をしたとき。
 - (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。
- 10 企画提案競技に関する事務を担当する部局
宮崎県県土整備部河川課ダム担当
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Construction of a dam inflow prediction System.
 - (2) Proposal submission time-limit: 5:00 pm, June 26th, 2023
 - (3) Name and contact details: River Control Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 TEL: 0985-26-7461

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示35号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年宮崎県選挙管理委員会告示第36号）は、廃止する。

令和5年5月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二